

特定空家等について

1 特定空家等とは

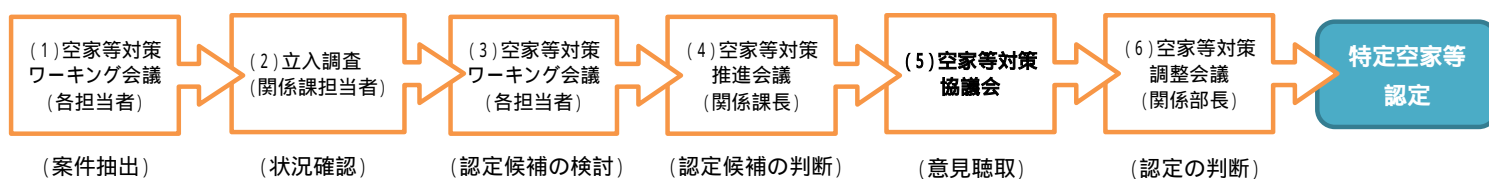
特定空家等（法第2条第2項）

空家等のうち、以下のいずれかの状態にあると認められるものをいいます。

- ア．そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- イ．そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ウ．適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- エ．その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2 特定空家等の認定までの基本的な流れ

平塚市特定空家等判断基準に基づき、次の流れにより検討を進めます。



3 平成30年度の認定案件について（平成31年3月26日付で認定）

認定番号	所在地	建物用途	階数	構造	認定理由
第1号	明石町	住宅、店舗	地上2階	木造	建築物については、土台及び柱の腐朽など損傷しており、特に外壁材は落下等により、隣地に被害を及ぼし保安上危険な状態にあること、加えて、道路境界線際に建っており通行人等に対しても被害を及ぼすおそれがあるため。
第2号	松風町	住宅	地上1階 もしくは2階	木造 (5棟)	A棟の建築物については、壁一面が脱落するなど、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあること、また敷地内は樹木の繁茂やごみの堆積などにより、著しく景観を損なっている状態にあること及び周辺の生活環境の保全に不適切な状態にあること、加えて、A棟の西側の民家は距離が近く倒壊等した際には危険が迫っているため。
第3号	東真土一丁目	事務所、工場、倉庫他	地上1階 もしくは2階	木造 (4棟) 鉄骨造 (7棟) RC造 (2棟)	部材の脱落や腐食がひどく、敷地外への建材の飛散や火災予防上の危険が高いE棟及び大幅に傾いているC棟、並びに傾きがみられる万年塀などについては、保安上危険となるおそれのある状態にあること、また、不審者等が容易に敷地内や建築物に侵入できることによる周辺の生活環境の保全に不適切な状態にあるため。
第4号	東真土四丁目	住宅	地上2階	木造	建築物については、現時点で倒壊等の危険性は認められないものの、蔦の繁茂やごみの堆積などにより、火災予防上の危険があること及び著しく景観を損なっている状態にあること、並びに周辺の生活環境の保全に不適切な状態にあるため。

特定空家等の所有者に対して、法第14条に基づく指導書を配達証明により送付。

（平成31年4月26日付）